

鹿教保第349号
平成25年1月16日
(教職員課扱い)
(保健体育課扱い)

各県立学校長
各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

運動部活動の適切な運営について（通知）

平成24年12月23日、大阪市立高等学校において、運動部活動に関する重大な事案が発生しました。

運動部活動の適切な運営については、機会あるごとに、周知徹底を図ってきたところであり、また、服務規律の厳正確保についても「学校職員の服務規律の厳正確保と校務処理の改善等について」（平成24年4月11日付け鹿教保第14号県教育委員会教育長通知）の中で、体罰の禁止について、指導の徹底をお願いしたところです。

今回の事案を受け、各学校におかれましては、平成22年2月に本県で作成し、各学校へ配布した「運動部活動指導の手引」（改訂版）の内容を再度、周知徹底するとともに、特に下記の事項に留意し、運動部活動の適切な運営等に努めるようお願いいたします。

記

- 1 生徒への指導に当たり、体罰は、いかなる場合にも行ってはならないものであることを改めて全職員に指導し、徹底を図ること。
- 2 運動部活動は、あくまでも教育活動の一環として行われるものであり、その意義や目的は、健全な心身の育成や、望ましい人間関係を醸成することなどにあることを十分理解し、勝利至上主義に陥ることなく、運動部活動の楽しさを味わわせるように心がけるとともに、いやしくも体罰等に頼った指導がなされることのないよう指導の徹底を図ること。また、管理職は校内を巡回するなど、自ら日常的に運動部等の活動状況を十分に把握するよう努めること。
- 3 生徒、保護者からの相談や外部からの情報提供等については、誠意ある対応に努めるなど、適正な運動部活動が実践されるよう最善を尽くすこと。

〈参考〉

- ・ 「中学校、高等学校の課外活動における運動部の充実について」（昭和52年4月5日付け鹿教保第11号県教育委員会教育長通知）
- ・ 「中学校・高等学校における運動部の事故防止について」（昭和56年5月2日付け鹿教保第104号県教育委員会教育長通知）
- ・ 「運動部活動指導の手引」（改訂版）
(<http://www.pref.kagoshima.jp/ba06/kyoiku-bunka/sports/school/bukatudoutebiki.html>)